

## さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、保育教諭の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知)別表の②及び③(以下「特例制度」という。)により保育士資格を取得し、市内に所在する次に掲げる施設又は事業(市が設置したものを除く。以下「対象施設」という。)に勤務する者とする。なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象としない。

(1) 保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 認定こども園への移行を予定している幼稚園

(4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所

(5) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(6) 乳児院

(7) 児童養護施設

(8) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知)による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設

(9) 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設

(10) 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの(以下「幼稚園型認定こども園」という。)が構成する認可外保育施設

(補助対象経費)

第3条 この補助金の補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 養成施設（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。以下同じ。）の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料をいう。以下同じ。）
- (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げる経費の消費税

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては対象経費としない。

- (1) 保育士試験以外のその他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象保育従事者に対して還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費
- (8) パソコン、タブレット等の器材等に係る費用
- (9) クレジット会社に対する分割払い手数料又は金利
- (10) 補助対象者が第6条の規定による申請を行う時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、本事業の対象となる者1名につき前条第1項第1号から第3号までに掲げる経費の1/2の額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を補助対象とし、100,000円を上限とする。

(資格取得方法)

第5条 補助対象者は、特例制度により養成施設での受講にて保育士資格を取得するものとする。また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も対象とする。

(事業実施計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に次に掲げる添付書類を添えて、申請者の受講開始日（養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日をいう。）の属する年度において市長が指定する日までに市長に提出しなければならない

らない。ただし、次に掲げる書類は、計画書とともに提出できない場合は、別途指定する日までに提出するものとする。

- (1) 幼稚園教諭免許状の写し
- (2) 養成施設に申請者が在学していることが確認できる書類

2 市長は、前項の計画書が提出されたときは、その内容を審査し、その適否を申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定により計画書を提出した申請者は、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金所要額調書(別表1)
- (2) さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業完了報告書(様式第3号)
- (3) 申請者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類の写し
- (4) 養成施設の長が対象経費について発行した領収書、養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「振込証明書類」という。)又はクレジット契約証明書(クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。)
- (5) 保育士証の写し(当該交付年度の3月15日までに保育士証が交付されない場合にあつては、卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による指定保育士養成施設卒業証明書又は保育士養成課程修了証明書の写し。この場合、保育士証交付後、速やかにその写しを提出すること。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(領収証等)

第8条 前条第4号に規定する領収書、振込証明書類又はクレジット契約証明書(以下「領収書等」という。)には、次の事項が記載され、又は押印されていなければならない。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額又はクレジット契約額
- (4) 領収額又はクレジット契約額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)
- (5) 領収日又はクレジット契約日
- (6) 領収印

2 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定により申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めたときは、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)を、不適正と認めたときは、さ

いたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）を、第7条に掲げる書類のうち、変更に係る部分を添えて市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、変更に係る内容を審査し、適正と認めるときは、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）を補助決定者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助事業終了後にさいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金実績報告書（様式第8号）にさいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金精算額調書（別表2）を添えて市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第13条 市長は前条に規定する報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付額を確定し、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助決定者に対し通知するものとする。

（交付請求）

第14条 前条の規定により、確定通知を受けた者（以下「補助確定者」という。）は、さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（対象施設での勤務期間）

第15条 補助確定者は、保育士資格取得後、対象施設において1年以上勤務しなければならない。ただし、勤務期間1年未満で対象施設等を退職した場合、対象施設等を経由して文書にて理由書を市長に提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限りでない。

2 補助確定者は、保育士資格取得後、対象施設に勤務を開始した日から起算して1年後の属する月の末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 勤務開始後1年間の雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(2) 勤務開始後1年間の賃金台帳の写し

(補助確定者の責務)

第16条 補助確定者は、保育士資格取得後、対象施設において3年間勤務するように努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助確定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(書類の整備等)

第19条 補助確定者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿類を整備し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査)

第20条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めたときは、補助確定者に対し、事業内容についての報告を求め、又は対象施設を調査することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
氏 名  
連絡先  
注

さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書

① 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生（ 歳）
② 養成施設名			
③			
④ 受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （受講開始日（入学日））		
⑤ 保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面接授業	日、合計 日
⑥ 受講に要する費用	入学料	円、受講料	円、合計 円
⑦ 保育士修学資金貸付事業等類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等類似事業の補助を受けている ・ 受けていない		
(備考)			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
氏 名  
連絡先  
注

さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
交付申請書

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、さいたま市幼稚園教諭  
免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、  
事業実施を証する書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
所要額調書（別表1）
- （2）さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業完了報  
告書（様式第3号）
- （3）対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類の写し
- （4）領収書等
- （5）保育士証の写し
- （6）その他参考となる資料

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
氏 名  
連絡先  
注

さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業完了報告書

① 施設名			
② 住所	(〒 - )	電話番号 ( ) -	
③ 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
③ 養成施設名			
④ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑤ 保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面接授業	日、合計 日
⑥ 受講に要した費用	入学料	円、受講料	円、合計 円
(備考)			



第 年 月 日 号

様

さいたま市長



さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の  
保育士資格取得支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件  
この補助金は、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）によるほか、次によるものとする。
  - （1）事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
  - （2）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - （3）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - （4）この補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管して置かななければならない。
  - （5）補助事業者が（1）から（4）により附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 年 月 日

様

さいたま市長



さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の  
保育士資格取得支援事業補助金については、下記のとおり不交付と決定したので通  
知します。

記

不交付決定の理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
氏 名  
連絡先  
注

さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金変更  
交付申請書

年 月 日付け第 号にて申請を行ったさいたま市幼稚園教諭免許状を有する  
者の保育士資格取得支援事業補助金について、下記のとおり変更が生じたの  
で、改めて申請いたします。

記

1	金額	変更前	円
		変更後	円

2 添付書類

（1）理由書

（2）変更内容の分かる書類

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日

様

さいたま市長



さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金変更  
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の  
保育士資格取得支援事業補助金については、下記のとおり変更することとしたの  
で、通知します。

記

交付決定額	金	円
うち今回の追加（減額）交付決定額	金	円

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
氏 名  
連絡先  
注

さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定されたさいたま市幼稚園教諭免許状  
を有する者の保育士資格取得支援事業が完了したので、下記のとおりの規定により、  
関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

（1）さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
精算額調書（別表 2）

様式第9号（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

さいたま市長



さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金  
確定通知書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知をしたさいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金については、年 月 日付で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 支払方法

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
氏 名  
連絡先  
注

さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金請求書

年 月 日付第 号で交付額が確定した、さいたま市幼稚園教諭  
免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請 求 額 金 円

※ 補助金の口座振込金融機関名

金融機関名	本・支店名	口座番号	口座名義
		当座・普通	フリガナ